

地方独立行政法人大阪府立病院機構 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、基本給、通勤手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人大阪府立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）、地方独立行政法人大阪府立病院機構非常勤職員給与規程又は地方独立行政法人大阪府立病院機構院長等給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が非常勤の役員を兼ねる場合は、非常勤役員手当を支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員給与規程第7条の規定の例による。

(基本給)

第4条 常勤の役員の基本給の額は、次の表のとおりとする。

区 分	基本給の額（月額）
理事長	1, 140, 000円
副理事長	930, 000円

(通勤手当)

第5条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

(賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、基準日現在において受けるべき基本給の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第35条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の賞与の額を定めるにあたっては、大阪府地方独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

4 第2項の賞与に係る在職期間には、大阪府職員が退職し、その退職の日の翌日から役員となった場合におけるその者の大阪府職員としての在職期間を含むものとする。

5 第2項の賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。

(非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当の額は、日額40,000円とする。

2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本給を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本給を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により基本給を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(報酬の支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

(退職手当)

第12条 役員の退職手当については、支給しないものとする。

附 則 (平成18年規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(賞与の特例)

2 第6条の規定にかかわらず、平成18年6月1日から平成22年12月1日までの間における基準日(同条第1項に規定する基準日をいう。)に係る理事長及び副理事長の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額から、理事長にあつてはその100分の15、副理事長にあつてはその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則 (平成20年規程第 号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。